労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月17日

愛媛労働局長　丹羽　啓達

第４号中「１時間1,033円」を「１時間1,093円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年11月１日から効力を生ずる。

国家公安委員会告示第十二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者変更の届出があったので、暴力団追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　大里　英男

(二)　変更後の代表者の氏名　山城　裕司

二　変更を行った年月日　令和八年三月二十五日

資　料

令和８年７月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	７　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−9,128	−3,637	−9,588
（対前年同月比）	（−4.8）	（—）	（−2.6）
貿易収支	−3,999	−1,352	−1,877
（対前年同月比）	（113.0）	（—）	（−51.6）
輸出	112,561	104,801	90,695
（対前年同月比）	（24.1）	（16.3）	（−5.7）
輸入	116,560	106,153	92,572
（対前年同月比）	（25.9）	（24.3）	（−7.5）
サービス収支	−5,129	−2,285	−7,711
（対前年同月比）	（−33.5）	（42.3）	（29.4）
第一次所得収支	42,896	3,801	40,539
（対前年同月比）	（5.8）	（−73.7）	（−16.5）
第二次所得収支	−3,879	−1,086	−5,089
（対前年同月比）	（−23.8）	（−76.9）	（69.8）
経常収支	29,889	−923	25,863
（対前年同月比）	（15.6）	（—）	（−27.6）
資本移転等収支	−186	−4,630	−162
直接投資	26,213	15,696	9,630
証券投資	−6,753	89,329	−30,392
金融派生商品	−394	22,061	5,878
その他投資	−5,204	−120,298	28,279
外貨準備	3,764	2,871	2,542
金融収支	17,626	9,658	15,938
誤差脱漏	−12,077	15,211	−9,763

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第２項及び同法第25条の３の規定に基づき、令和８年８月28日から６か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

令和８年９月17日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

社会保険労務士　森　　英樹

事務所の名称　ＭＯＲＩ社会保険労務士事務所

事務所の所在地　北海道札幌市南区北ノ沢４丁目１番69号

社会保険労務士登録番号　第01160031号

懲戒処分の対象となった行為　相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったこと及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月17日

東北地方整備局長　小島　　優

１　処分をした年月日　令和８年８月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　幸栄建設株式会社　佐藤　信勝　山形県東根市宮崎五丁目１番37号　国土交通大臣許可（特―05）第28789号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

一般国道398号石巻バイパス（沢田工区）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和８年９月17日

国土交通省東北地方整備局長　小島　　優

１．墳墓等所在地

①宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山56番の一部

②宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字篠浜山59番の一部

１．墳墓等の名称

一般国道398号石巻バイパス（沢田工区）工事敷地

１．死亡者の本籍及び氏名　不詳

１．改葬を行おうとする者

宮城県仙台市太白区あすと長町四丁目１番60号

国土交通省東北地方整備局

仙台河川国道事務所長　阿部　俊彦

政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年九月十七日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六四三四	八、八、一四	土井　幸治
六四三五	八、八、一四	山田　稔
六四三六	八、八、一四	服部　祐治
六四三七	八、八、一四	鈴木　恵
六四三八	八、八、一四	吉田　正嗣
六四三九	八、八、一四	下　忠義